

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（476）」

2. 日時：平成28年11月21日 10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、安達係員、大塚係員、糸賀原子力規制専門員

（安全技術管理官（地震・津波担当）付）

鈴木技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他5名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長 他1名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 担当係長（原子力耐震）

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「4条 地震による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

<使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数について>

- 燃料ラックの流体減衰に関する振動数依存性評価については、外挿ではなく理論的に説明するか、または既往試験・知見等を用いて説明すること。
- 燃料集合体のガタつきによる減衰の振動数依存性評価に際して設定した前提条件を明記すること並びに拡大ラックと供試体ラックとの応答加速度を同一とした場合の考察を加えて説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解し

た旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 地震による損傷の防止について（補足説明資料）